

第 97 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 4 年 9 月 29 日（木） 14 : 00～16 : 30

場所 プラザおでって 3 階 大会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 会長の選出について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) (仮称) 蕨川地区風力発電事業 計画段階環境配慮書について (資料No. 1 ～ 3)

3 その他

4 閉会

【配付資料】

No. 1 : (仮称) 蕨川地区風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

No. 2 : (仮称) 蕨川地区風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見(盛岡市、宮古市、葛巻町、岩泉町)

No. 3 : (仮称) 蕨川地区風力発電事業計画段階環境配慮書に対する委員等からの事前質問・意見及び事業者回答

第 97 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部准教授	○
伊藤 歩	岩手大学理工学部教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科准教授	○※
大河原 正文	岩手大学理工学部准教授	○
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授	○※
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学理工学部教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師	○
鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員	○
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター上席専門研究員	○
三宅 諭	岩手大学農学部教授	○※

(備考欄) 出席：○ (Web 会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 理香	環境保全課 主任主査	
工藤 杏菜	環境保全課 主事	
荒谷 華子	環境保全課 主任	
白澤 彰	環境保全課 主任	
佐々木 剛	資源循環推進課 主査	
工藤 航希	自然保護課 主任	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
千葉 賀子	都市計画課 技師	
高杉 諭吏	建築住宅課 主任主査	
松本 聡	環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主査(オブザーバー)	

【事業者及びコンサル】

氏名	職名	備考
堀 優基	株式会社グリーンパワーインベストメント 事業開発本部プロジェクト推進部第一グループ グループ長	
林 之丈	株式会社グリーンパワーインベストメント 事業開発本部プロジェクト推進部第三グループ グループ長	
秦 明沙子	株式会社グリーンパワーインベストメント 事業開発本部プロジェクト推進部第三グループ アシスタントマネージャー	
菅林 恵太	日本工営株式会社 地球環境事業部 環境部 課長	
東 尚之	日本工営株式会社 地球環境事業部 環境部 課長補佐	
前田 泰史	日本工営株式会社 仙台支店 課長	
野中 聡	日本工営株式会社 仙台支店北東北事務所 技術顧問	
村山 元	日本工営株式会社 仙台支店北東北事務所 課長	

(仮称) 藪川地区風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 藪川地区風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 230,000kW	
事業の実施区域(予定地)	盛岡市、葛巻町及び岩泉町	
事業者の名称	株式会社グリーンパワーインベストメント	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和4年 8月 25日付け
	縦覧期間	令和4年 8月 26日～令和4年 9月 26日
	住民等の意見書の提出期間	令和4年 8月 26日～令和4年 9月 26日
	技術審査会の審査	令和4年 9月 29日
	知事意見の送付	令和 年 月 日 (送付期限：令和4年11月4日)

「(仮称) 藪川地区風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する盛岡市長意見

【環境企画課】

土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、工事に着手する日の30日前までに届け出が必要となる場合がありますので環境企画課と協議してください。

【危機管理防災課】

当市危機管理防災課で所管している防災行政無線（同報系）設備の一部である屋外拡声子局について、次のとおりの位置に設置していますので、施設設置計画の際はご配慮をお願いいたします。

1 対象となる屋外拡声子局位置（詳細は別紙資料参照）

全106局のうち3局

- (1) 盛岡市藪川字外山 35-44
- (2) 盛岡市藪川字町村 98-2
- (3) 盛岡市藪川字町村 17-1

2 理由

玉山地域住民に対し防災行政情報を屋外拡声子局により発信しており、風力発電施設設置により、緊急時の防災情報伝達に影響する可能性があるため。

【上下水道部浄水課】

藪川字町村地内山林は、町村飲料水供給施設の水道水源保護区域となっておりますので、次の点に留意願います。

- 1 重機等からの油の流出により、水道水源を汚染することがないように、現場管理に十分注意願います。
- 2 山林や作業用道路等からの土砂の流出により、水道水源を汚濁することがないように、環境保全対策に十分配慮願います。

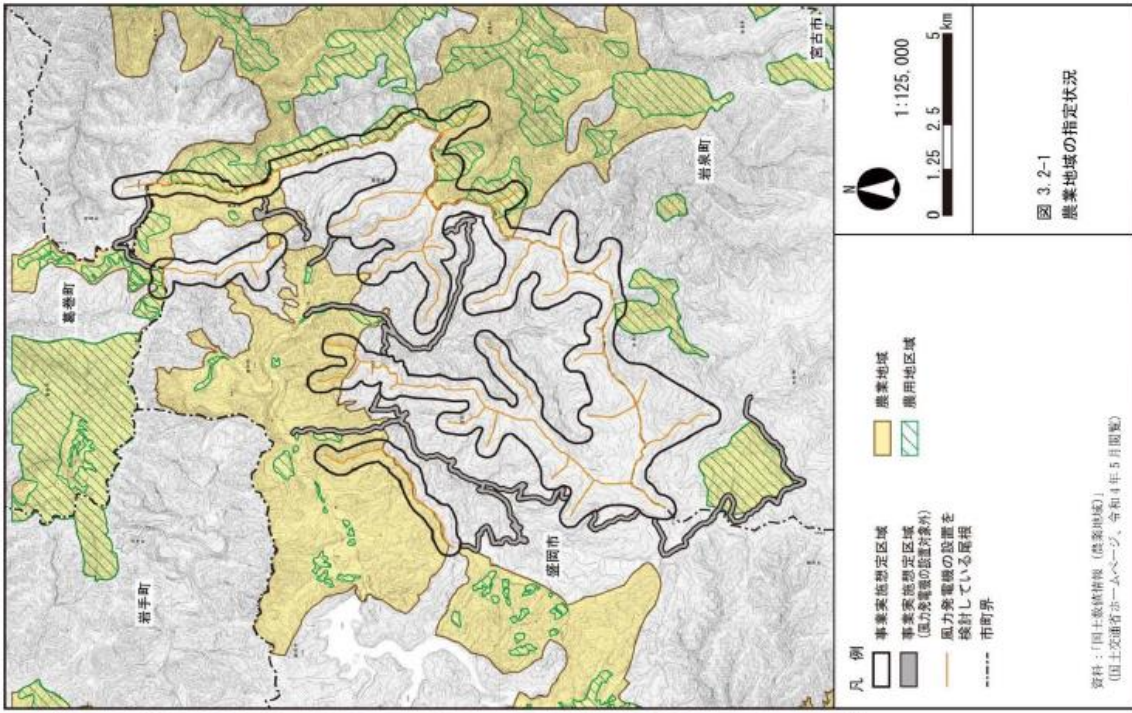
注：条例に基づき定められた水道水源保護区域とは、当市の行政区域内において各河川の取水口上流で分水嶺に囲まれた集水区域を指します。

【景観政策課】

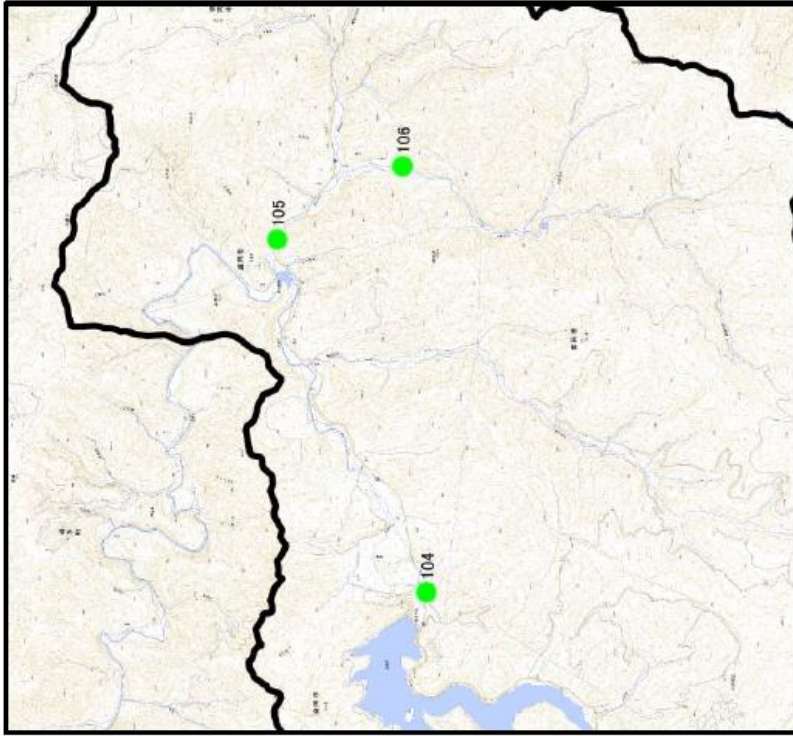
- 1 盛岡市景観計画において、当該計画地は「景観形成地域の山地景観地域」、「景観形成重点地域の眺望景観保全地域の夜更森緑地から姫神山眺望領域、川崎緑地から姫神山眺望領域、浜民公園から姫神山眺望領域、柴沢から姫神山眺望領域、門前寺から姫神山眺望領域」に位置しています。景観法に基づき、工事着手の30日前までに届出が必要となります。

この場合、建築物や工作物の色彩なども含め盛岡市景観計画の景観形成基準に適合させていただきます。

- 2 建設に当たっては、建築物や工作物の色彩、意匠及び外構などを統一したものにするなど、良好な景観形成のための取組を検討してください。
- 3 看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による許可申請を必要とする場合があります。
- 4 詳細については、景観政策課と協議してください。



風力発電事業配慮書第3章139より



盛岡市防災行政無線 子局位置図

- 子局設置箇所
- No.104 亀橋 盛岡市薮川字外山35-44
 - No.105 町村 盛岡市薮川字町村98-2
 - No.106 向井沢 盛岡市薮川字町村17-1



屋外拡声子局外観

「(仮称) 藪川地区風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する宮古市長意見

意見なし

「(仮称) 藪川地区風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する葛巻町長意見

配慮書に記載された環境評価の項目並びに調査、予測、評価の手法並びに意見に対する事業者の見解については、概ね妥当であると考えられますが、以下の点に留意して、環境評価書の作成手続きを進めていただきたい。

1. 鳥類について

鳥類の予測評価については、バードストライク事故防止の観点から、必要に応じ、適宜有識者等から助言を得ながら適切に実施すること。

2. 生態系について

緑の回廊や県立自然公園等、重要な自然環境のまとまりの場への影響を最小限にするため、適切な評価を行うよう努めていただきたい。

「(仮称) 藪川地区風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する岩泉町長意見

1 意見

配慮書に記載された調査・予測及び評価の手法は概ね妥当と考えられるが、以下の点に留意して、環境影響評価の手続きを進めていただきたい。

(1) 総括的事項について

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて項目及び手法等を見直すとともに、最新の知見を取り入れながら追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応していただきたい。

また、計画事業を進めるにあたっては、周辺の環境保全に最大限配慮し、地域住民の理解を得るようにしていただきたい。

(2) 低周波音について

国の動向など最新の知見により適切な評価を行うよう努めていただきたい。

(3) 生態系（動植物）への影響について

当該地には高山特有の植物や動物等が生育・生息していると思われることから、しっかりと調査を実施したうえで、有識者等からの意見を踏まえ、事業を実施していただきたい。

(4) 県立自然公園について

①植物及び生態系に対する影響想定区域には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査で特定植物群落に選定された「シラカンバ林」が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

②景観に対する影響想定区域の一部は、岩手県の県立自然公園条例に基づく外山早坂県立自然公園の第2種特別地域及び第3種特別地域に指定されている。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性や利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該県立自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

③人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響想定区域の一部は、岩手県の県立自然公園条例に基づく外山早坂県立自然公園に指定されているほか、想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した

上で、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(5) その他

作業道の開設にあたっては、周辺環境保全、生態系に考慮するとともに、工事終了後使用しない作業道等については現況復旧により災害等の発生抑制に努めていただきたい。

また、事業想定区域にFSC森林認証林（町有林及び大川財産区有林）が含まれることから、当該認証林で定める環境配慮事項等に準じた作業に努めていただきたい。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	事業実施想定区域	伊藤(絹)委員	4	北東エリアには県立自然公園やKBAなどが含まれているので、これらは最初から除外して検討の方が考えやすいと思われるが、こども含めておく理由を教えてください。	<p>本配慮書の事業実施想定区域は、現段階で環境面から現実的に実施可能な範囲を広範に示したものであり、実際の改変箇所は今後の手続の中で環境影響の回避・低減のほか、地権者、関係機関、住民等の意見等も踏まえて、施工可能な範囲を絞り込んでいく計画です。</p> <p>事業実施想定区域北東部の県立自然公園については、別紙図1に示す主に既に人の手が入っている牧草地での風力発電機の配置を検討しており、飛翔性動物を除いて動植物に対して著しい影響は生じないと想定しています。飛翔性動物については、牧草地が希少猛禽類の餌場やコウモリの移動経路等として利用されている可能性があるため、方法書以降の現地調査で飛翔性動物の利用状況を把握し、風力発電機の配置等を検討することで影響の回避又は低減が可能と考えています。景観については、今後、早坂高原ビジターセンター等の早坂高原内の主要な眺望点からの眺望、また、早坂高原以外の主要な眺望点からの早坂高原を含む眺望を把握し、それら眺望への著しい妨げとならないよう風力発電機の色彩や配置等を検討することで影響の回避又は低減が可能と考えています。今後、風力発電機の配置等を検討する中で、関係機関と景観に係る協議を引き続き実施してまいります。</p> <p>事業実施想定区域東部及び南部のKBAについては、方法書以降の現地調査でKBA（早坂高原青松葉山）の選定基準であるIUCN絶滅危惧種レッドリスト掲載種を含む重要種の生息・生育状況を把握し、風力発電機の配置等を検討することで影響の回避又は低減が可能と考えています。</p>
2	事業実施想定区域	齊藤委員	24-28	事業実施区域の東側尾根部（早坂高原近傍）は、県立自然公園や緑の回廊、生物多様性保全上重要な里地里山など、環境保全上において風力発電機設置が難しいエリアに思える。複数案あるいは配慮という意味において配慮書段階でこのエリアを除外していない理由を説明していただきたい。	<p>本配慮書の事業実施想定区域は、現段階で環境面から現実的に実施可能な範囲を広範に示したものであり、実際の改変箇所は今後の手続の中で環境影響の回避・低減のほか、地権者、関係機関、住民等の意見等も踏まえて、施工可能な範囲を絞り込んでいく計画です。</p> <p>事業実施想定区域北東部の県立自然公園については、主に既に人の手が入っている牧草地での風力発電機の配置を検討しており、飛翔性動物を除いて動植物に対して著しい影響は生じないと想定しています。飛翔性動物については、牧草地が希少猛禽類の餌場やコウモリの移動経路等として利用されている可能性があるため、方法書以降の現地調査で飛翔性動物の利用状況を把握し、風力発電機の配置等を検討することで影響の回避又は低減が可能と考えています。景観については、早坂高原ビジターセンター等の早坂高原内の主要な眺望点からの眺望、また、早坂高原以外の主要な眺望点からの早坂高原を含む眺望に著しい妨げとならないよう風力発電機の色彩や配置等を検討することで影響の回避又は低減が可能と考えています。今後、風力発電機の配置等を検討する中で、関係機関と景観に係る協議を引き続き実施してまいります。</p> <p>事業実施想定区域東部及び南部の緑の回廊については、方法書以降で「北上高地緑の回廊の評価項目（東北森林管理局、令和4年3月）」に準じてイヌワシ、クマタカ、猛禽類（渡りをするもの）等の現地調査を行って生息・生育状況を把握し、「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について（令和3年3月2林国経第183号）」に基づく林野庁による審議等を踏まえて風力発電機の配置を検討する（緑の回廊から配置を除外することを含む）ことで影響の回避又は低減が可能と考えています。</p> <p>事業実施想定区域北東部の生物多様性保全上重要な里地里山については、方法書以降の現地調査で生物多様性保全上重要な里地里山（早坂高原）の選定理由であるカタクリ、チョウ等の重要種の生息・生育状況を把握し、風力発電機の配置等を検討することで影響の回避又は低減が可能と考えています。</p>

3	事業 実施 想定 区域	石川 委員	25	<p>事業実施想定区域の中央西側以外はほとんど緑の回廊と重なっている。緑の回廊は幅、連続性の維持が求められているが、幅がもともと狭い箇所も見受けられる。これを維持するために現状で検討されている事があれば教えてください。</p>	<p>本配慮書の事業実施想定区域は、現段階で環境面から現実的に実施可能な範囲を広範に示したものであり、実際の改変箇所は今後の手続の中で環境影響の回避・低減のほか、地権者、関係機関、住民等の意見等も踏まえて、施工可能な範囲を絞り込んでいく計画です。</p> <p>事業実施想定区域東部及び南部の緑の回廊については、方法書以降で「北上高地緑の回廊の評価項目（東北森林管理局、令和4年3月）」に準じてイヌワシ、クマタカ、猛禽類（渡りをするもの）等の現地調査を行って生息・生育状況を把握し、「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について（令和3年3月2林国経第183号）」に基づく林野庁による審議等を踏まえて風力発電機の配置を検討いたします（緑の回廊から配置を除外することを含む）。</p> <p>なお、「北上高地緑の回廊の評価項目（東北森林管理局、令和4年3月）」の「4 緑の回廊の連続性の維持に関すること」の「具体種ごとに留意すべき事項」においては、「生態系の連続性を維持するために必要な回廊の幅（規模、形状）を確実に確保すること。地域の動植物種にとって地球温暖化からの移動経路（避難経路を含む）となる自然環境の連続性を維持するために必要な回廊の幅を確実に確保すること。」とされております。今後の林野庁による審議等の中で、必要な回廊の幅（規模、形状）を特定いたします。その上で、必要な幅の範囲内においては、風力発電機の設置回避を検討いたします。</p>
4	事業 実施 想定 区域	伊藤 (歩) 委員	111, 158, 159, 180, 231他	<p>事業実施想定区域の多くは緑の回廊やKBA、保安林と重なるとともに、植生自然度9・10、県立自然公園、生物多様性保全上重要な里地里山、優れた自然保全区分A～C、鳥獣保護区のいずれかと重なっている。このような重要な自然環境のままとりの場所に高さ200m前後の風車を38～55基設置した場合にはそれらの基礎工事などに伴う相当な環境変化が予想される。3ページ（4）複数案の設定において「事業実施想定区域を広めに設定した」と記述されており、仮に、少なくとも県立自然公園や自然保全区分A・Bの範囲を除外する必要がある場合、想定区域がかなり絞り込まれるが、その場合でも採算が取れる計画なのか。</p>	<p>本配慮書の事業実施想定区域は、現段階で環境面から現実的に実施可能な範囲を広範に示したものであり、実際の改変箇所は今後の手続の中で環境影響の回避・低減のほか、地権者、関係機関、住民等の意見等も踏まえて、施工可能な範囲を絞り込んでいく計画です。</p> <p>今後の現地調査で県立自然公園、優れた自然A、B、緑の回廊、KBA等を含めた範囲の環境の現状を把握し、風力発電機の配置等を検討いたします。</p> <p>仮に県立自然公園や自然保全区分A・Bの範囲を除外する必要がある場合において、採算性が確保できるかどうかは、今後の風況調査や造成計画等の検討結果によって変わるものと考えております（即ち、確保できる可能性もある一方で、確保出来ない可能性もございます）。</p>

5	事業実施想定区域	鈴木委員	10	<p>事業者は、「関係機関との協議や現地調査結果を踏まえて方法書以降で事業実施区域を絞り込む」としているが、実施想定区域の中に含まれる県立自然公園・重要里地里山・KBAは、多様な重要種が多数生育・生息していることが既によく知られており、それらを保全するために、国や県が特別な配慮を求めている地域である。また岩手県は県環境保全指針において、保全区分Aの地域においては、「改変を原則として避ける」ことを求めている。</p> <p>このように、社会から幾重にも保全が求められている地域について記述しながらも、あえて事業実施想定区域からは除外しない本配慮書に対しては、環境保全政策を軽んじているという印象を拭えない。</p> <p>現地調査結果を踏まえると言っても、事業実施想定区域を広く取りすぎれば調査面積が増大し、全体として十分な調査時間が確保できないために、重要種を見落とす可能性が高くなる。また、もし十分な調査時間を確保し、全ての重要種の位置を把握できたとしても、数が多ければ、事業の影響を回避することは極めて困難になると予想される。</p> <p>以上の理由から、県立自然公園・重要里地里山・KBAを含むエリアは、事業実施区域から除外することを強く要望する。</p>	<p>本配慮書の事業実施想定区域は、現段階で環境面から現実的に実施可能な範囲を広範に示したものであり、実際の改変箇所は今後の手続の中で環境影響の回避・低減のほか、地権者、関係機関、住民等の意見等も踏まえて、施工可能な範囲を絞り込んでいく計画です。</p> <p>事業実施想定区域北東部の県立自然公園については、主に既に人の手が入っている牧草地での風力発電機の配置を検討しており、飛翔性動物を除いて動植物に対して著しい影響は生じないと想定しています。飛翔性動物への影響としては、牧草地が希少猛禽類の餌場やコウモリの移動経路等として利用されている可能性があるため、方法書以降の現地調査で飛翔性動物の利用状況を把握し、風力発電機の配置等を検討いたします。景観への影響については、早坂高原ビジターセンター等の早坂高原内の眺望点からの眺望、また、早坂高原以外の主要な眺望点からの早坂高原を含む眺望に著しい妨げとならないよう、風力発電機の色彩や配置等を検討いたします。今後、風力発電機の配置等を検討する中で、関係機関と景観に係る協議を引き続き実施してまいります。</p> <p>事業実施想定区域北東部の生物多様性保全上重要な里地里については、方法書以降の現地調査で生物多様性保全上重要な里地里山（早坂高原）の選定理由であるカタクリ、チョウ等の重要種の生息・生育状況を把握し、風力発電機の配置等を検討いたします。</p> <p>事業実施想定区域東部及び南部のKBAについては、方法書以降の現地調査でKBA（早坂高原青松葉山）の選定基準となっているIUCN絶滅危惧種レッドリスト掲載種を含む重要種の生息・生育状況を把握し、風力発電機の配置等を検討いたします。</p> <p>優れた自然の自然保全区分については、植生区分、重要種の確認状況等から設定されていると理解しています。当該指針の保全方向である「植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。」に基づいて、今後の現地調査において、重要種の生育・生息状況等を把握し、風力発電機の配置等を検討いたします。</p> <p>なお、事業実施想定区域の面積の大きさに拘わらず、ご指摘の様な重要種の見落としが発生しない様に、十分な調査時間・調査の質を担保できるように調査を実施いたします。重要種の位置については、まずは正確に把握する事が第一であり、把握される重要種の数の大小に拘わらず、それらの影響についてはしっかりと影響を予測・評価した上で、計画を検討する必要があると考えております。</p>
6	事業実施想定区域	鈴木委員	10	<p>葦川地区は、ミチノクナシの真の自生集団が残存する唯一の地域である（片山2019）。北上山地のミチノクナシの多くがニホンナシとの雑種であるのに対して、これらの集団はミチノクナシ固有の遺伝子型を保持し、雑種化していないことが判明している（前掲）。絶滅危惧種であり重要な遺伝子資源でもあるこれらの集団のほとんどは県立自然公園の域外にあり、本事業が重大な脅威となる恐れがある。本事業においては、ミチノクナシの伐採を回避するよう強く要望する。</p>	<p>方法書以降の現地調査でミチノクナシの生育範囲を把握し、風力発電機の配置による伐採の回避や移殖を含む環境保全措置を検討いたします。</p>
7	事業実施想定区域	前田委員	232	<p>事業実施想定区域には、国指定の天然記念物である「イヌワシ繁殖地」が存在しますが、当配慮書では取り上げていない。天然記念物は文化財保護法による制約を受けるが、それを考慮しないで選定した事業区域は問題である。</p> <p>事業区域周辺には他にもイヌワシ繁殖地が4か所以上確認されており、当地域は岩手県内でも中核となる高密度生息地域である。そのため、事業実施想定区域の全てが本種の保全上特に重要な場所であり、風力発電施設との同居は困難である。しかし、両者のエリアを地理的に分けることで共存は実現できる。</p> <p>以上のことから、イヌワシ生息分布（P115）の図を参考に、新たな事業地の検討、選択を行って下さい。</p>	<p>本配慮書の事業実施想定区域外の近傍（岩泉町釜津田）に天然記念物である「イヌワシ繁殖地」が存在することを把握していますが、現在は営業していないとの情報を得ています。事業実施想定区域は、文献調査等から把握したイヌワシの繁殖地（天然記念物の「イヌワシ繁殖地（岩泉町）」の5箇所（岩泉町釜津田含む）等）を避けて設定しております。岩泉町釜津田の「イヌワシ繁殖地」については、その周辺も方法書の事業実施区域から外す方向で検討いたします。</p> <p>方法書以降の現地調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を把握し、準備書での事業実施区域の削減を含む風力発電機の配置等を検討いたします。</p>

8	事業 実施 想定 区域	由井 委員	-	<p>事業区域に北上山地緑の回廊が含まれており、その回廊内の御大 堂山付近は希少猛禽類が頻りに利用する重要生息域でもある。 なぜ、このような場所に風車を建てるのか。岩手県の自然環境保 全指針図や環境基本計画、岩手県民計画をまったく配慮しない配 慮書である。 県のイヌワシの保護に関する計画や目標と、配慮書の調査及び 予測結果との整合が図られているかどうかの観点から、回廊内に 風車を設置する必要性を改めて示してください。当該必要性に合 理的な説明がない限りは、計画を再検討するべきである。</p>	<p>本配慮書の事業実施想定区域は、現段階で環境面から現実的に実施可能な範囲を広範に示したものであり、実際の改 変箇所は今後の手続の中で環境影響の回避・低減のほか、地権者、関係機関、住民等の意見等も踏まえて、施工可能な 範囲を絞り込んでいく計画です。 事業実施想定区域東部及び南部の緑の回廊については、方法書以降で「北上高地緑の回廊の評価項目（東北森林管理 局、令和4年3月）」に準じてイヌワシ、クマタカ、猛禽類（渡りをするもの）等の調査を行って生息・生育状況を把握し 、「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設定等に係る手続について（令和3年3月2林国経第183号）」に 基づく林野庁による審議等を踏まえて風力発電機の配置を検討いたします（緑の回廊から配置を除外することを含 む）。 現段階の事業実施想定区域は、文献調査等で把握したイヌワシ繁殖地を避ける等の絞り込みを行った結果として、御 大 堂山山頂部含む西側の範囲を配慮書の事業実施想定区域外としておりましたが、ご指摘を踏まえて方法書の事業実施 区域では、御大 堂山山頂部周辺（緑の回廊部）の除外についても検討いたします。</p>
9	事業 実施 想定 区域	由井 委員	-	<p>岩手県自然環境保全指針図では御大 堂山山頂部周辺から緑の回廊 を 通って早坂峠まで高いランクの区画が続いており、希少猛禽類 にと ってかけがえのない生息地である。環境省の「猛禽類保護の 進め方 改訂版2012」のp15では「岩手県では県の周辺2-6km内で 76%の採食行動が記録された」とあり、前記のランクの高い区画は 営 巣期高利用域（同p47）に該当する。同P47下から4-5行目には 「採 食場所の減少につながるような大規模な環境変化は行うべき でない」と記されている。また、緑の回廊についてはその機能の 維 持のため幅2kmは残すよう林野庁の設定基準に記載されているこ と から、現況の北上高地緑の回廊内への風車の設置はその基準に 背 馳するので、元から認められない。以上のことから、本風車計 画 は御大 堂山山頂部の回避だけではなく周辺一帯を全面的に回避す る ことが必要である。</p>	<p>優れた自然A、Bについては、岩手県自然環境保全指針の保全方向である「Aの保全方向”植生や動植物の生息・生育環 境 の 改 変は、原則として避ける。事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。”、Bの 保 全方向”事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する”に基づいて、今後の現地調査 に お いて、希少猛禽類を含む重要種の生育・生息状況等を把握し、風力発電機の配置等 を 検討いたします。 緑の回廊については、方法書以降で「北上高地緑の回廊の評価項目（東北森林管理局、令和4年3月）」に準じてイヌ ワ シ、クマタカ、猛禽類（渡りをするもの）等の現地調査を行って生息・生育状況を把握し、「緑の回廊の区域内への 再 生可能エネルギー施設の設定等に係る手続について（令和3年3月2林国経第183号）」に基づく林野庁による審議等 を 踏 まえて風力発電機の配置を検討いたします（緑の回廊から配置を除外することを含む）。 ご 指 摘を踏まえて方法書の事業実施区域では、御大 堂山山頂部周辺の除外についても検討いたします。</p>
10	施設 の 位 置・ 規 模・ 配 置・ 構 造	鈴木 委員	34	<p>最近、風車の大型化の流れを受け、準備書以降に発電機の機種 を 確定または変更したことにより、風車の設置位置や基数の大幅 変 更、道路の拡張等が必要となり、追加の調査や代償措置等が発 生 する事例が頻発している。このような事態を避けるため、遅く も 準備書までに機種と設置位置を確定の上、搬入路を含めた改 変 区域における環境保全措置について詳しく記述することを要望 す る。</p>	<p>準備書段階で風車機種や設置位置を確定の上、環境保全措置を記載できるように検討いたします。</p>
11	累積 的 影 響	伊藤 (塚) 委員	39	<p>他事業との累積的な影響をどのように検討していく予定である か 説明していただきたい。</p>	<p>今後、事業計画の熟度が高まる準備書段階で、他事業との距離等から環境影響評価項目毎に累積的影響の可能性を検 討 し、可能性のある事業、環境影響評価項目を対象に累積的影響を検討いたします。 他 事業との距離等によりますが、環境影響評価項目としては、施設稼働による騒音、風車の影、動物（鳥類）、景観 を 対象とすることを想定しています。環境影響評価図書の収集やヒアリングにより他事業の事業計画の把握に努め、得 ら れた情報から定性的、定量的に予測、評価を行う予定です。</p>

12	騒音	伊藤 (歩) 委員	26, 162 ほか	凡例の0.4 kmと12.5 kmの設定根拠を説明してください。	p. 26図2. 2-15等の「住宅等から0.4km」とは、直近の住居と事業実施想定区域の最近接距離を示しています。直近の住居と風力発電機の設置を検討している尾根は約0.7km離れています。 p. 162図3. 1-42等の「事業実施想定区域から12.5km」とは、全高最大219mの風力発電機が垂直見込み角1°以上で視認される可能性がある範囲を示しています。
13	騒音/ 影	伊藤 (歩) 委員	267他	騒音や風車の影に関して「・・・施設の稼働による重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であると評価する。」と記述されているが、事前に周辺住民への本事業計画の説明会などを実施し、その反応を確認しているか。	周辺住民の方々への説明を開始しており、騒音の影響の有無等についてもご質問を頂戴いたしました。今後の環境影響評価手続きの中で影響の度合いについて説明する旨を回答差し上げ、その旨についてご理解をいただいております。
14	騒音	永幡 委員	255-267	計画段階配慮書によれば、事業実施想定区域から約0.4kmのところ以最寄りの住宅があるなど、事業実施想定区域近傍に一定数の住宅が存在している。風力発電機の騒音による健康影響については、まだ、十分な科学的知見が得られておらず、日本国内における疫学調査において、風車からの距離が1,500m以内の住民について睡眠障害のリスクファクタとなっている可能性が高いという報告も見られる(例えば、石竹ら：日本音響学会誌74(5))。方法書においては、これらのことを十分に意識した評価方法を提案すると共に、住民説明会において、健康影響については、まだ、十分な科学的な知見がなく、睡眠障害のリスクファクタとなる可能性が否定できないことを丁寧に説明することを求めたい。	騒音の評価手法は、最新の研究成果等を収集、参考とし、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について(平成29年5月、環境省)」等に基づいて設定する予定です。地域住民の方々のご理解いただくことがとても重要と考えており、方法書等の住民説明会で丁寧に説明することに加えて、自治体、自治会の皆様には適宜、事業等の説明をさせていただくことで地元との合意形成を図ります。
15	水質	伊藤 (歩) 委員	65	表(1)及び(2)の河川の水質項目CODはBODの間違いではないか。 また、表(2)の全窒素、全リンおよび全亜鉛の項目は別な水質項目(全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)ではないか。	ご指摘のとおりp. 65表3. 1-18(1)、(2)の化学的酸素要求量(COD)は生物化学的酸素要求量(BOD)の間違いです。また、p. 65表3. 1-18(2)の全窒素は全亜鉛、全磷はノニルフェノール、全亜鉛は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の間違いです。方法書において訂正します。

16	水質	伊藤 (絹) 委員	68	水質汚濁に関わる苦情件数が宮古市では多いようであるが、具体的な内容がもし分かっていたら教えてください。	出典資料に苦情の内容等は記載されていませんが、宮古市に聞き取ったところ去年の苦情3件は、油の流出2件、河川への汚水流出1件とのことでした。
17	水質	伊藤 (歩) 委員	183	河川などの水域と水道水源（取水位置）の位置を同じ地図上に示してください。	水源（河川の表流水）及び取水位置（浄水場）を別紙図17に示します。
18	水質	伊藤 (絹) 委員	182-184	事業想定区域外になるが、周辺には第五種共同漁業権が設定されている河川と湖が存在している。この周辺は遊漁が盛んな場所であるか。また、想定区域内には河川が存在しないようであるが、沢や小河川なども全くない場所か。	<p>事業実施想定区域の周辺の漁場について、ホームページ等で以下のとおり紹介されています。</p> <p>小本川：アユの川と知られ、アユ漁のシーズンには県内外から多くのファンを集めて賑わう。（岩手県経済観光交流課HP） 北上川：各支流での溪流魚のほか、北上川本流でのサクラマス釣りが人気となっています。（北上川漁協HP） 岩洞湖：毎年シーズンになるとワカサギ釣りを楽しむ人々で賑わう。（(公財)岩手県観光協会HP）</p> <p>今後の手続きにおいて、漁協等に遊漁の状況を聞き取ります。 また、事業実施想定区域内及び周辺の河川の状況は、「国土数値情報（湖沼・河川）」よりp.63図3.1-16に示すとおりです。これ以外にも、沢、小河川が存在します。</p>
19	地形 及び 地質	大河原 委員	252	「調査の手法」について、既存文献のみで地形、地質の状況を把握できていることの根拠、「予測の手法」について、重要な地形、地質の位置関係をどのような手法で整理するのか、具体的な整理方法、「評価の手法」について、予測結果から重大な影響の回避、低減が将来的に可能であるかの可否をどのようにして評価するのか、具体的な評価方法をそれぞれ伺いたい。	<p>配慮書における調査は、発電所アセス省令第7条に記載されている文献調査により、学術上又は希少性の観点から重要である地形・地質を把握できると考え、重要な地形・地質の位置を「日本の地形レッドデータブック 第1集 - 危機にある地形 - ((株)古今書院、平成12年)」等から整理しました。</p> <p>予測は、重要な地形・地質と事業実施想定区域の重ね合わせにより行いました。重要な地形・地質である「三巣子岳、早坂高原の周氷河地形」として文献で示された範囲と事業実施想定区域が重なりませんが、早坂高原の周氷河地形としては事業実施想定区域内に存在する可能性があるかと予測しました。</p> <p>評価は、重要な地形・地質への重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であるかにより行いました。早坂高原の周氷河地形が事業実施想定区域内に存在する可能性があるものの、今後の風力発電機の配置検討において回避、低減が可能であると評価しました。</p> <p>方法書以降では、文献調査に加えて必要に応じて聞き取り調査を行い重要な地形及び地質の分布、状態及び特性を把握し、適切に予測、評価を実施します。</p>

20	地形及び地質	大河原委員	271	「ただし、事業実施想定区域は広めに設定しており、方法書以降において対象事業実施区域を絞り込むこと、今後の事業計画の検討において、重要な地形及び地質の分布状況に配慮し、風力発電機の配置計画を検討することにより、重要な地形及び地質への重大な影響を回避又は低減が将来的に可能であると評価する。」について、なぜ重大な影響を回避又は低減が可能であると評価しているのか伺いたい。	早坂高原の周氷河地形が事業実施想定区域内に存在する可能性があるものの、今後の現地調査等により早坂高原の周氷河地形の分布を把握し、風力発電機の配置検討等において改変を回避すること等によって、影響の回避又は低減が可能であることから、「重大な影響を回避又は低減が可能である」と評価しました。
21	風車の影	大嶋委員	284	風車の影の影響に関する評価であるが、2行目に「騒音の影響が生じる可能性」と書かれている。間違いはないか確認したい。またどのような基準で影響を評価するのかうかがいたい。	p.284の「騒音の影響が生じる可能性」は「風車の影が生じる可能性」の間違いです。方法書において訂正します。評価は「環境影響の回避、低減に係る評価」、「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」で行う予定です。前者については、予測結果や環境保全措置の検討結果から事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているかを評価します。後者については、国内に風車の影に係る国又は地方公共団体による基準及び目標はないため、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省、平成23年6月）に示されている海外の指針値のうち、海外のガイドラインの指針値（ドイツ：ノルトライン・ヴェストファーレン州、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、ラインラント・プファルツ州）を参考とすることを考えています。
22	植物	久保田委員	20, 239	図2. 2-11 (3) 及び図3. 2-17の保安林の種別を図示してください。	国有林の保安林の種別は別紙図22に示すとおりです。民有林の保安林の種別については、県等に確認し、方法書において図示します。
23	植物	鈴木委員	135	表3. 1-39に掲載した文献から、どのようなキーワードによって重要な種を抽出・選定したのかを示して下さい。	種名（和名）と学名をp. 135表3. 1-39の選定基準に掲載されている種と照らし合わせて、抽出しています。

24	植物	鈴木委員	136 ～, 320～	表3. 1-40及び表4. 3-16には、早池峰山系固有種や、本州では早池峰山にしか生育しない珍種が多数含まれている。本事業の実施想定区域に宮古市は含まれておらず、また早池峰山は最短でも約20km離れているが、これらの種を除外しなかった理由を教えてください。	配慮書の植物に係る地域概況、文献調査では、関係市町のうち距離が離れている宮古市を除く盛岡市、葛巻町、岩手町で確認された種を整理対象としました。ご指摘を踏まえて、方法書においてリストから早池峰山系固有種、早池峰山にしか生育しない珍種を削除します。
25	植物	鈴木委員	250	表4. 1-3 植物の「重要な種及び重要な群落」の「選定する理由」欄に「事業実施想定区域及びその周囲にはナンブトラノオ、ヒメコザクラ等の重要な種が生育すること」とあるが、ナンブトラノオとヒメコザクラはいずれも早池峰山固有種で、これらが事業実施想定区域及びその周囲に生育する可能性は万が一にもない。例として挙げるには不適切ではないか。	ご指摘を踏まえて、方法書において例示する種をナンブトラノオ、ヒメコザクラから変更します。
26	人と自然との触れ合いの活動の場	永幡委員	353-355	風車の発生する音は、事業想定区域を越えて伝搬する。そのため、もし、人と自然との触れ合い活動の場の中に、静穏性が求められる場所があった場合、重大な影響を受ける可能性は十分にあり得る。そのため、配慮書段階において、静穏性の観点から影響が出る可能性があるか否かの評価はすべきである。 方法書においては、人と自然との触れ合いの活動の場の項目において、それに該当するそれぞれの場所において、どの程度の静穏性が求められるのかについて、どのように調査するのかについての提案、及び、その静穏性が満たされるか否かについてどのように予測、評価を行うかの提案を、必ず記載するよう求める。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、「岩洞湖」、「岩洞湖家族旅行村」は事業実施想定区域から2km以上離れていることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えています。一方、「早坂高原」は一部が事業実施想定区域内に含まれることから、施設の稼働に伴う騒音の影響が生じる可能性があると考えています。 ご指摘を踏まえて、方法書では、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響要因として施設の稼働を選定し、調査、予測、評価の手法を記載します。
27	防災	大河原委員	74	事業実施想定区域に多数の地すべり地形が分布している。とくに事業区域北部の末崎頭付近や大森山の南方、七兵衛頭付近および釜津田地区の尾根などでは複数の地すべり地形が分布している。これら地すべり地形に対する安定性評価の手法や仮に不安定と認められた場合の対策について伺いたい。	今後、風力発電機の位置の検討に当たっては、現地踏査、ボーリング調査等で地盤の安定性等を確認いたします。その結果、不安定とされる場合は、風力発電機の設置を回避することで対応いたします。

28	防災	大河原 委員	238	「事業実施想定区域及びその周囲には、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区、山腹崩壊危険地区及びなだれ危険地区の指定がある。」と記載されている。多くの斜面関連の危険地区の指定があるが、当該箇所を事業実施想定区域から除外しなかった理由を伺いたい。	ご指摘のとおり、風力発電機の設置を検討している尾根とは重なっていないものの崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区が事業実施想定区域内に存在します。風力発電機の設置を検討している尾根とは重なっていないので問題無いとは認識しておらず、今後、行政へのヒアリングを通じて、より具体的な範囲を特定するとともに、当該範囲について仮に変更の可能性が考えられる場合は、現地踏査やボーリング調査等で現地の状況を確認した上で、対応を検討いたします。
29	防災	伊藤 (歩) 委員	241, 243	事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）は機材等の運搬用道路と思われるが、その一部は土砂災害警戒区域や崩壊土砂流出危険区域と重なっている。この想定区域が新設の道路になるのであれば、回避やルートの変更を検討していただくのが良いように思われる。	事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）において、土砂災害警戒区域や崩壊土砂流出危険区域と重なっている箇所は、既存道路が存在する箇所となります。機材等の運搬用道路として既存道路を活用しつつ、一部拡幅が発生する可能性があります。仮に拡幅が発生する場合は、現地踏査等により現地の状況を確認した上で、回避やルート変更等の対応を検討いたします。
30	防災	大河原 委員	247	「工事の実施・工所用資材等の搬出入・本事業の内容：工事に伴い発生する土砂は、極力埋め戻し、盛土等に利用する」について、埋め戻し、盛土の施工についての留意事項を伺いたい。	盛土の施工時には、林地開発許可申請手続き等による規則に基づく指導等を踏まえて、必要な盛土の勾配の確保、表面・地下排水設備の設置、締固めの実施、法面保護の実施により、盛土の安定性を確保いたします。
31	その他	伊藤 (歩) 委員	13ほか	風況の凡例に単位を示してください。	方法書において、p.13図2.2-7等の風況状況の図面の凡例に単位（風速）を追記します。単位を追記した図面を別紙図31として示します。

(事務局補足情報)

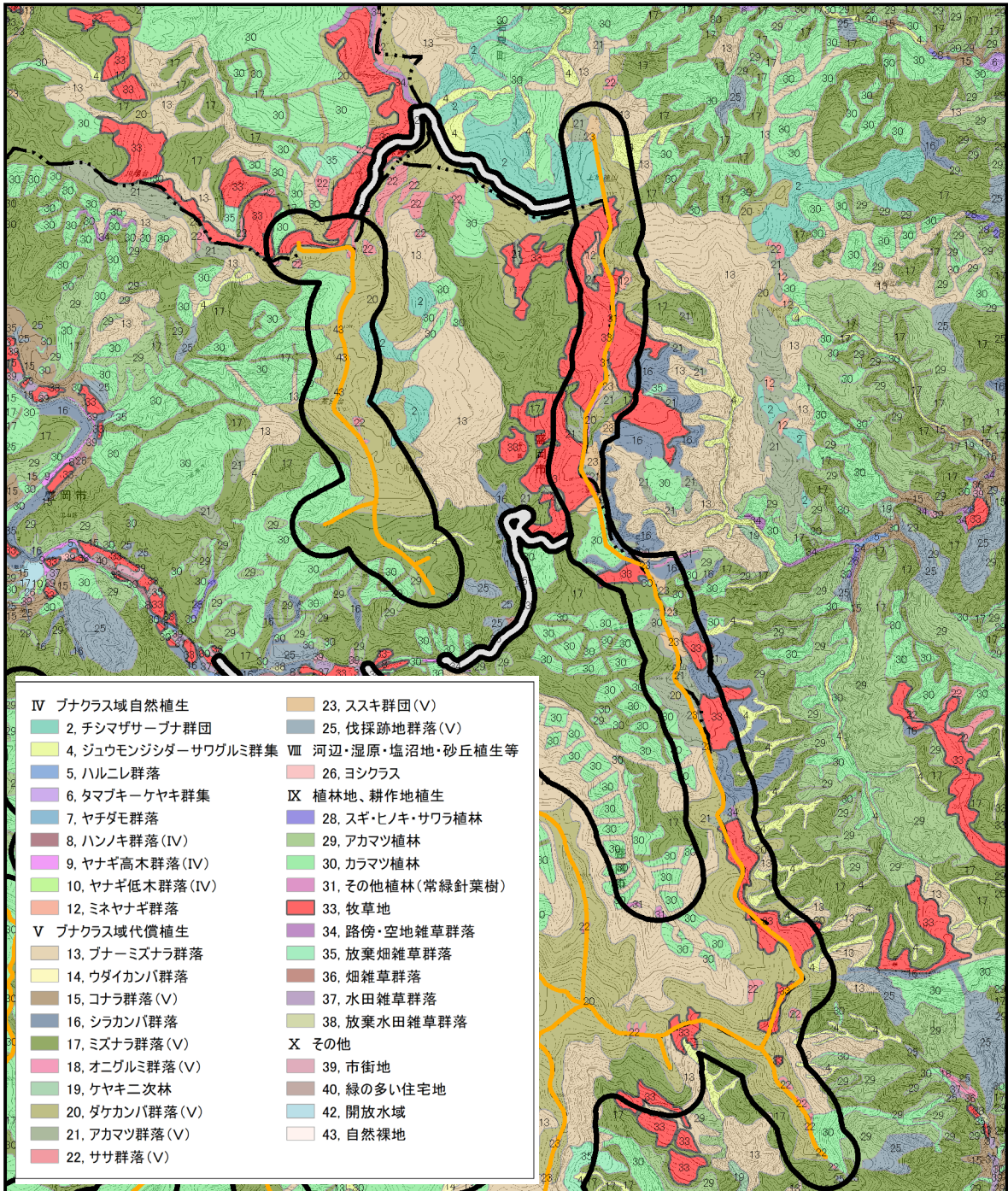
No.	区分	関係課	図書頁	補足情報
1	水環境	環境保全課	64	表3.1-17(1)では溶存酸素(DO)の測定結果が基準不適合、表3.1-17(2)では化学的酸素要求量(COD)及び溶存酸素(DO)が基準不適合となっているが、CODは年間を通した測定値の75%値、DOは年間の平均値によって判定する。よっていずれも環境基準に適合すると考えられること。
2	水環境	環境保全課	181	岩泉町釜津田簡易水道は、令和元年度末より統合され、上水道となっていること。
3	大気環境	環境保全課	199, 212	表3.2-18及び表3.2-27に誤記があること。(斜線→車線)
4	大気環境	環境保全課	210	大気汚染の規制基準等について、「青森県公害防止条例」(昭和47年3月25日青森県条例第2号)と記載されていますが、岩手県では「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」(平成13年12月21日条例第71号)により定めていること。
5	大気環境	環境保全課	215	表3.2-31 道路交通振動に係る要請限度について、第1種区域は昼間:65デシベル以下、夜間:60デシベル以下、第2種区域は昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下であること。
6	水環境	県民くらしの安全課	227	事業実施想定区域周辺には「岩手県学校事業所等水道条例」に基づく水道施設の水源(施設名:早坂高原給水施設、水源:湧水、設置者:岩泉町)が存在すること。
7	文化財	生涯学習文化財課	232	県指定の3基の一里塚のほかにも、街道沿いには未周知の塚がある可能性があること。また、35箇所の埋蔵文化財包蔵地のほかにも、未周知の遺跡が存在する可能性もあること。
8	景観	都市計画課	236	対象事業実施想定区域のうち葛巻町及び岩泉町においては、岩手県景観計画(平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行)による一般地域の自然景観地区に指定されていること。
9	土地利用	農村計画課	236	県内33市町村すべてにおいて、農業振興地域整備計画を策定していること。
10	関係法令	環境保全課	245	表3.2-44 関係法令等による指定状況のまとめにおいて、悪臭防止法に係る規制地域は、事業実施想定区域の周囲及び区域内に指定はない。なお、要約書46ページの表3-3(1) 関係法令等による規制状況のまとめにおける悪臭防止法に係る規制地域についても同様であること。
11	その他	建築住宅課	-	早坂高原大森山付近に重要無線通信電波伝搬路があるので確認が必要なこと。

第 97 回岩手県環境影響評価技術審議会
(仮称) 薮川地区風力発電事業 計画段階環境配慮書
委員等事前質問・意見

事業者回答 別紙

令和 4 年 9 月

株式会社グリーンパワーインベストメント



凡例

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
- 風力発電機の設置を検討している尾根
- 市町界



1:60,000

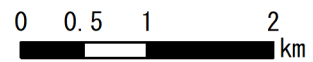
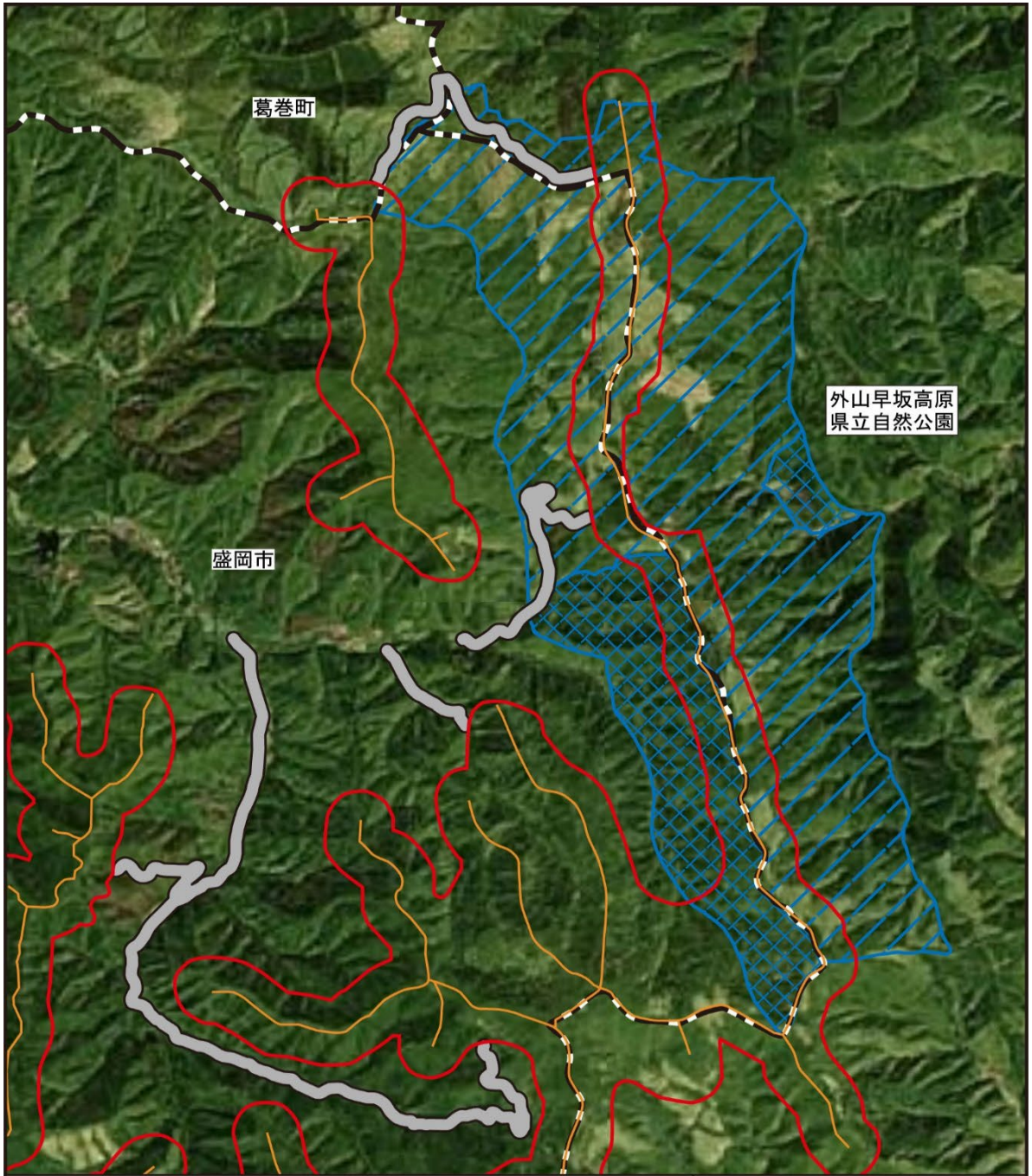
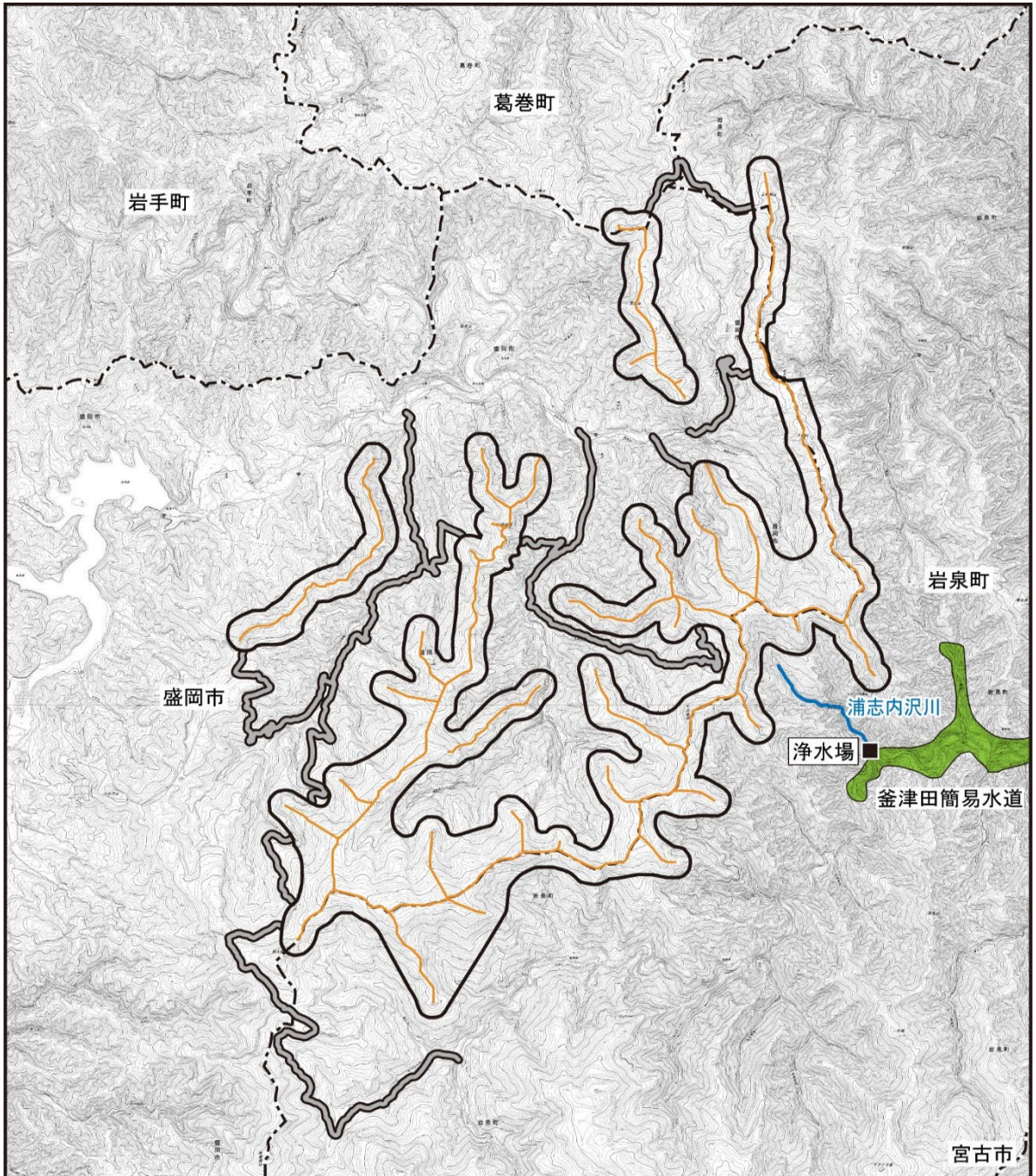









図1(1)
早坂高原県立自然公園に
おける牧草地等位置



<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域 事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外) 風力発電機の設置を 検討している尾根 市町界 県立自然公園 (第2種特別地域) 県立自然公園 (第3種特別地域) 	<p>N</p>  <p>1:60,000</p>  <p>0 0.6 1.2 2.4 km</p>
<p>図 1(2) 早坂高原県立自然公園に おける牧草地等位置</p>	



凡例

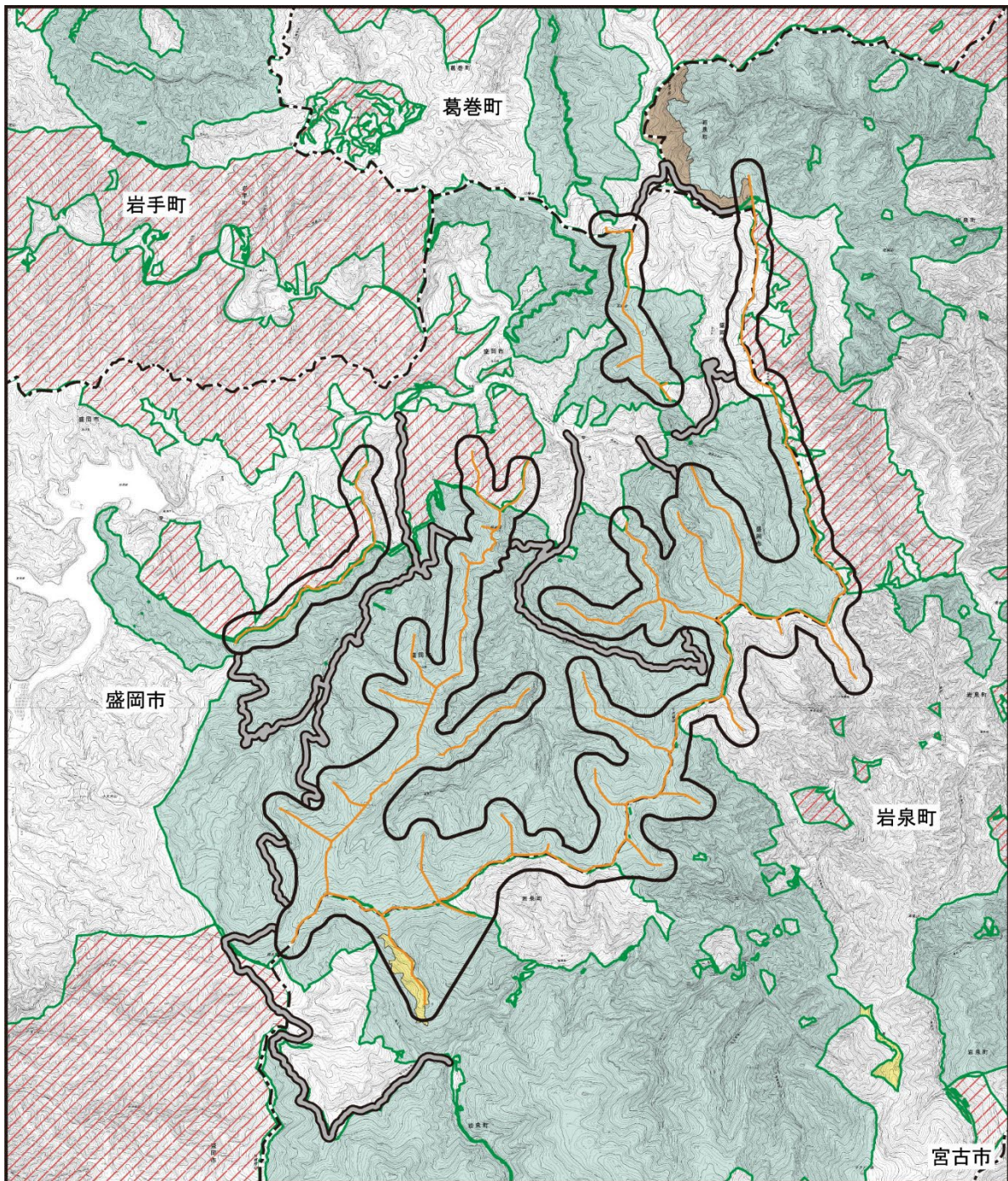
- | | | | |
|---|---------------------------|---|-------------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 給水区域 (簡易水道) |
|  | 事業実施想定区域
(風力発電機の設置対象外) |  | 水道施設 |
|  | 風力発電機の設置を
検討している尾根 |  | 水源 (表流水) |
|  | 市町界 | | |












1:125,000

0 1.25 2.5 5 km

図 17
浄水場と河川の重ね合わせ



凡 例

- | | | | | |
|---|---------------------------|---|-----------|-------|
|  | 事業実施想定区域 |  | 保安林 | } 国有林 |
|  | 事業実施想定区域
(風力発電機の設置対象外) |  | 水源かん養保安林 | |
|  | 風力発電機の設置を
検討している尾根 |  | 土砂流出防備保安林 | |
|  | 市町界 |  | 土砂崩壊防備保安林 | |
| | |  | 保安林 (民有林) | |



1:125,000

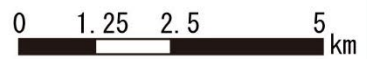
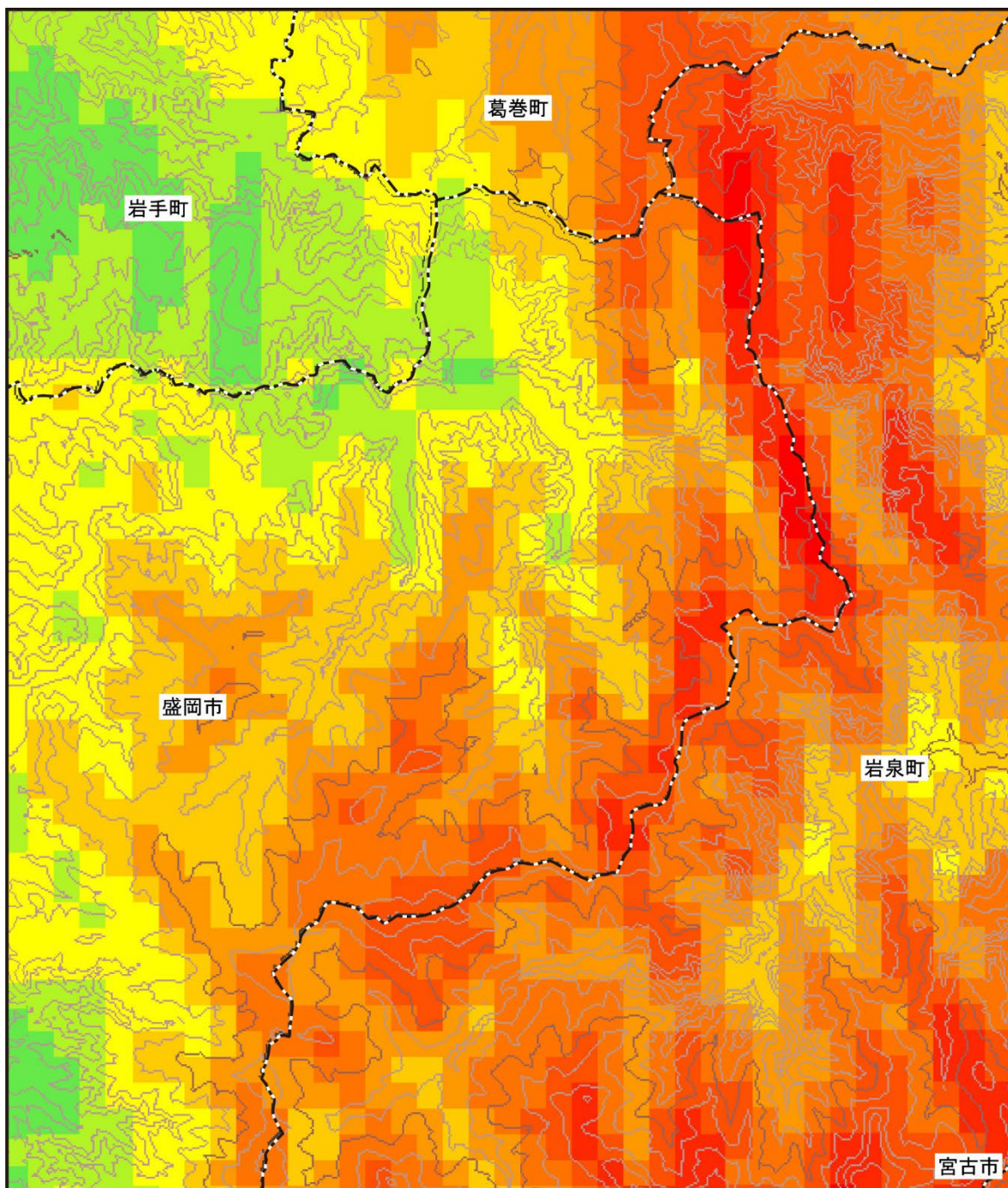


図 22

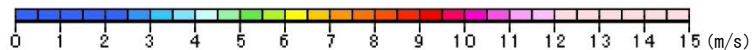
国有保安林の種別範囲



凡 例

----- 市町界

風速



1:125,000

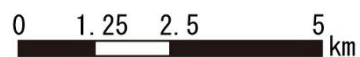


図 31

配慮書図 2. 2-7 修正案
風況状況 (地上高 30m)